

意見書を提出します

11月臨時議会には、1件の緊急を要する意見書が提出され、全員賛成で採択されました。意見書は衆・参両院議長や内閣総理大臣等に提出されます。

TPP(環太平洋連携協定)交渉に反対する意見書

政府は11月9日に、FTA・EPAへの我が国の取り組みが遅れているとの認識の下、センシティブ品目に配慮しつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しました。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することを決定しています。

農林水産省の試算によると、TPPによって関税が撤廃された場合、農産物生産額が年間4兆1,000億円減少し、食料自給率は40%から14%へ急落します。また、農業の多面的機能が失われることによる損失額は3兆7,000億円にのぼります。

政府は、「食料・農業・農村基本計画」の中で、食料自給率50%の達成を明示しており、現状でのTPP参加はこれに大きく矛盾するものです。

本県におきましても水稻や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予測されます。さらに、農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることとなります。

以上のことから、国土と産業の均衡ある発展のため、下記事項が実現されるよう要望します。

記

1. 現状の農政の下で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。
2. 各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること。
3. 食料安全保障・食料自給率の向上を目指すこと。